

支部だより H18年全国女性建築士連絡協議会に参加して

広島支部 阿座上 さおり

7月21日(金)・22日(土)、全国女性建築士連絡協議会が東京で開催されました。メインテーマを「地域と共生する居住環境づくり～住まいの安全を守る～」とし

たこの協議会に、全国から351名の参加者がおり、広島からは9名が参加しました。

1日目は全国委員長会議の後、北海道、福島、千葉、神奈川各士会女性部会の活動報告がありました。どの女性部会も、子どもをテーマにしたさまざまな活動をされています。秋に子どものワークショップを計画している私にとっては、とても参考になりました。神奈川県的女性部会では、年に4～5回のペースで子どものワークショップを企画・運営されており、その回数の多さに会場から驚きの声が上がりました。会場では多くの質問があり、このテーマへの関心の高さを感じました。

「住まいの安全を守る」をテーマにしたパネルディスカッションでは、「どうして今回のような構造計算書偽造問題が起きたのか」、各パネリストからさまざまな視点による意見が出されました。建築業界の体質の問題、消費者(居住者)に対する情報開示の不足など、あらためて今回の問題に対する課題を認識しました。

2日目は分科会が建築会館他で行われました。私は「歴史的建造物の保存と開発」に参加し、香川県建築士会が取り組んだ「海のギャラリー再生活動」の発表を聞きました。再生にかかる資金の調達、設計者の設計意図を忠実に再現した仕様、そして地域と建物をつなげていく試みなど、さまざまな課題に熱意をもって取り組まれている姿勢に、皆感激していました。意見交換の時間では、「自分の町にも保存したい建物があるのだが、行政との問題や資金の問題などでなかなか実現に至らない」といった悩みを多く聞きました。

今回初めて「全建女」に参加しましたが、全国の士会の活動内容を知るだけでなく、いま社会問題になっている偽造問題に関しても多くの情報を得ることができ、大変充実した2日間でした。

カープ観戦報告

広島支部スポーツ委員長 林 憲和

スポーツ委員会では、昨年好評いただいた「市民球場でカープを応援しよう」という企画を、今年度も7月28日(金)の対横浜戦で実施いたしました。梅雨明け前でしたが、夏本番を思わせる暑い日差しの中、30名で観戦いたしました。今回は「生ビール飲み放題セット」を企画。内野B指定席(1塁側2階)を陣取り、近くのビールサーバーが空になるほど、思う存分ビールを飲みながら、カープ野球を楽しみました。

試合は初回到嶋が2ランホームランを放ち、投げては黒田が完投こそ逃しましたものの、8回を無失点に抑えました。最後に永川が1点を失いましたが、2対1で見事カープが勝利し、大いに盛り上がりました。

反省点として、1塁側は西日がきつく、かなり暑い思いをしましたので、来年は時期を早めるか、3塁側の席にする必要があると感じました。ご参加いただいた会員の皆様、暑い中ありがとうございました。



2006 Information Calendar 9月・10月の行事予定

9 September

- 2 土・木造住宅耐震診断・耐震改修技術者養成講習会(ビューポートくれ)
- 3 日・共同ガス展示会(福山支部女性部会)
- 7 木・建築士会中四国ブロック会議(高松市)
- 9 土・中国新聞広島製作センター見学会(広島支部)
 - ・YKK・TOTO・大建コラボ・奥田元宋小由女美術館見学(福山支部)
 - ・専攻建築士登録申請説明会(尾道)
- 10 日・まちづくり学習会(三原支部主幹)
 - ・「チャレンジ・住まい再考」(広島支部)
 - ・専攻建築士登録申請説明会(三次)
 - ・チャイルドフェスタinくれ(参加:呉地区支部青年部・女性委員会)
- 12 火・HP委員会(広島支部)
- 13 水・青年部会定例会(尾道支部)
 - ・専攻建築士登録申請説明会(広島)
- 16 土・支部対抗ソフトボール大会(福山支部主幹)
- 23 土・一級建築士製図対策講座(福山支部青年部会)
- 24 日・二級建築士試験・製図(県立広工高)
 - ・一級建築士製図対策講座(福山支部青年部会)

10 October

- 7 土・講習会「戸建住宅をめぐる建築訴訟の現状と対策」(於・広島県情報プラザ)
- 8 日・一級・木造建築士試験・製図(県立広工高)
- 10 火・HP委員会(広島支部)
 - ・青年部女性委員会定例会(呉地区支部)
- 11 水・青年部会定例会(尾道支部)
 - ・ボウリング大会(広島支部)
- 14 土・講習会「被災建築物応急危険度判定士」(広島県情報プラザ)
- 20 金・第49回建築士全国大会(栃木県)
- 21 土・
- 24 火・講習会「被災建築物応急危険度判定士」(福山土木建築会館)
- 26 木・女性委員会定例会(呉地区支部)
- 28 土・住宅月間行事(県北支部)
 - ・呉こどもNPOセンターYKKこどもサロン(呉地区支部青年部)
- 29 日・住宅月間行事(県北支部)
 - ・尾道地区建設関係ソフトボール大会(尾道支部)

MONTHLY 建築士

HIROSHIMA



表紙写真について



沖塩屋の家

●設 計／9月の風

飯田修平、千代昌美、田原泰浩

SAK構造設計事務所(咲賀岳男)

設計協力鋼製建具：トステム

(網崎勝二)

●施 工／アルフ(小田一倍、小田浩一)

●所在地／廿日市市沖塩屋3丁目

●構 造／鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

●規 模／平屋建て床面積77.36㎡(23.4坪)

●竣 工／2006年6月

●写真撮影／大竹静市郎

これほどまでに、建て主が喜んでくれた家があったらどうか。これほどまでに、その喜びをストレートに表現してくれた建て主がいたらどうか。私は、この仕事との稀有な巡り合いに、心から感謝している。

大野瀬戸を望むデッキから、足を投げ出しぶらぶらさせているのは建て主夫婦と、偶然この場に居合わせたその家族および友人と、撮影を手伝ってくれていた若い現場カントク君である。みんな、笑っている。建築において、作為的なデザインは意味を持たない。そこに流れる空気と、生活の場としての間の、心地よさこそが重要なのである。

私が、この建築において追い求めていたのは、普通の材料で、普通の工法で、普通のディテールを用い、いかに自然な形容をつくり得るのか—ということである。

(飯田修平)

お知らせ

平成18年度 「CPDデータ登録申請」& 「専攻建築士登録申請」 11月が受付です

案内リーフレットを同封しております。よく読んで、忘れずに申請してください。申請書は、どちらもホームページ(<http://www.k-hiroshima.or.jp/>)から取り出せます。手書きではなく、パソコン入力したものをプリントして提出してください。

●「CPDデータ登録」のポイント

- ★毎年、データを登録しないと単位は蓄積されません！
- ★この春「専攻建築士」を取得された方は、今回の登録分から5年後の登録分までが更新の要件となります！
- ★2,500円(返却時送料込み)が必要です！
(平成17年11月以降の参加者を除く)

●「専攻建築士登録」のポイント

- ★スタート2年目の緩和措置があります！
- ★CPD制度に参加していることが、必要条件です！
- ★説明会を開催します。まだ間に合います！
(申込書は先月号に同封しています)

申込書がない方は

ホームページ(<http://www.k-hiroshima.or.jp/>)から入手してください。

【日程】 尾道 9月9日(土) 10:00～
三次 9月10日(日) 13:30～
広島 9月13日(水) 18:00～

＊説明会に参加される方は、各自でガイドや記入例をホームページからダウンロードして持参されると、より理解しやすくなります。

あなたの作品で表紙を飾ってみませんか？

随時、表紙用の写真を募集しています。写真(プリント、ネガ、データ)2～3点を設計概要、設計趣旨(400字程度)と一緒に送ってください。会員の皆様からのご応募をお待ちしています。



社団法人 広島県建築士会

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F
TEL (082) 244-6830(代) FAX (082) 244-3840
mail: info@k-hiroshima.or.jp
URL: <http://www.k-hiroshima.or.jp/>

お知らせ

広島県地域貢献活動基金助成金対象事業 助成先予定一覧表

平成18年7月12日付、開催の活動センター委員会において慎重審議の結果、下記の通り、助成対象事業及び助成額を決定しました。

活動団体名	事業概要	助成金額	備 考
三原市歴史的建造物調査研究会	歴史的建造物の調査、研究、記録、図面作成	¥100,000	三原支部(三原市)
呼子丸1/8再建 おのみち実行委員会	尾道の伝統的技術・文化・建造物の調査・研究を基に 市民に継承の必要性を強くアピールし、まちづくりの一助とする。	¥100,000	尾道支部(尾道市)
ナイス・シックスティークラブ	広島市中央公園鯉城の森の故障放置小川のビオトープ延長 及び維持管理	¥100,000	広島支部(広島市中区)
特定非営利活動法人 鞆まちづくり工房	鞆地区 瀬戸内海地域の歴史的資源を活用したまちづくり	¥100,000	福山支部(福山市鞆町)
近代建築福山研究会	福山の近代建築の調査・研究	¥100,000	福山支部(福山市)
米蔵ギャラリー三田屋	「くまの高原ファーム建設計画」vol.3	¥100,000	広島支部(安芸郡熊野町)
ほんごう子ども図書館	自然と触れながら学ぶ体験学習「子ども広場」の整備	¥100,000	三原支部(三原市本郷町)
子どもをミンにまちづくり隊	子どもがまちに提言します ～みんなが好きな、みんなのスポット「駅」のこと～	¥50,000	広島支部(西区古江西町)
新市町建築士同志会	新市の建築文化の調査・研究	¥100,000	福山支部(福山市新市町)
石州街道・出口まちづくり協議会	生活の視点に立った歴史を生かしたまちづくり	¥100,000	福山支部(府中市)
雲月山活性化委員会	西中国山地国定公園「雲月山」の環境整備と自然保護	¥100,000	広島支部(山県郡北広島町)
長江中町内会マチづくり研究会	森谷南人子旧宅跡地にある建物の修復と跡地の整備	¥100,000	尾道支部(尾道市)
東新会	地元木材等を利用した景観保全と地域のまちづくり事業	¥100,000	県北支部(庄原市東城町)
合 計		¥1,250,000	申請14件(内13件に助成)

お知らせ

第30回 尾道地区建設関係ソフトボール大会開催の御案内

尾道支部 大会委員長 支部長 元廣 清志 大会実行委員長 青年部長 豊岡 敏秀

拝啓 残暑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年も下記の通り、尾道地区において建設関係に携わっている皆様が一同に会しまして、親善を目的としたソフトボール大会を開催する運びとなりました。

本年も、関係者一同本大会を盛りあげるべく、準備に追われているところでございます。

ご多忙中誠に恐縮とは存じますが、ご出席たまわりますよう御案内申し上げます。敬具

●日 時：平成18年10月29日(日) 午前8時開会
(雨天中止)

●場 所：向島町B & G海洋センター
(御調郡向島町11098-289 TEL: 0848-44-6700)

●参加料：1チーム(12名まで)¥20,000
(申込み時支払い)

※別紙申込用紙に記入のうえご持参下さい

●申込場所：(有)元廣建築設計事務所内
尾道市西御所町6-15

●締切日：平成18年9月22日(金) 午後5時まで
※1社で複数チームの参加も可能ですので、よろしくお願い致します。ただし、申込み多数の場合は、申込み順24チームになり次第、締め切らせていただきますので御了承下さい。

●監督会議：平成18年10月26日(木)
午後7時より

●場 所：尾道建設会館 3F

●主 催：社団法人 広島県建築士会
尾道支部(担当：青年部)

●協 賛：尾道建設業協同組合、尾道建材協会
なお、参加人員は、24チーム 約300名の予定です。

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 報告書（案）

1. 建築士制度、建築行政の執行体制等の現状と課題

(1) 建築士制度の現状と課題

- 能力の不十分な構造設計担当の建築士やチェック能力のない元請け設計士が存在している
- 重層的な設計業務の実施体制が常態化し、能力の不十分な建築士が市場で淘汰されない
- 工事監理が適切に機能していない
- 十分な報酬が得られない建築士が存在している

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の現状と課題

- 住宅の売主等の資力が不十分な場合や瑕疵担保責任保険に加入していない場合は、瑕疵担保責任が十分に履行されないおそれがあり、住宅の所有者が極めて不安定な状況に置かれる

(3) 建築行政における監督体制・審査体制及び建築関連情報の管理・提供体制等の現状と課題

- 構造審査等を的確に実施するための建築主事や確認検査員の能力が不十分である
- 的確に建築行政を執行するための体制整備が急務である
- 建築物に関する情報の管理体制・提供体制が不十分である

2. 建築士制度、建築行政の執行体制等の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 建築士制度に対する信頼の回復

- ①建築士の資質、能力の向上及び高度な専門能力を有する建築士の育成、活用
 - 建築士の資質・能力の向上が必要
- ②高度な専門能力を有する建築士による構造及び設備設計の適正化
 - 専門分野の建築士の関与による構造及び設備設計の適正化が必要
- ③建築士及び建築士事務所の業務の適正化
 - 業務を依頼する建築士について消費者が直接確認できるようにすることが必要
 - 管理建築士による事務所の管理機能の強化が必要
- ④工事監理業務の適正化と実効性の確保
 - 工事監理業務内容等の具体化や報告内容の充実等を図ることが必要
 - 建築主の工事監理者選任義務の履行を担保するための措置が必要
- ⑤業務実態を踏まえた業務報酬のあり方
 - 設計業務のCAD化、専門分化等の業務実態の変化に合わせて報酬基準を見直すことが必要
- ⑥団体による建築士及び建築士事務所の業務適正化に向けた取り組みの強化
 - 建築士や建築士事務所の団体により、自主的な自己研鑽や業務の適正化を図ることが必要

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の実効性確保

- 新築住宅の売主等に対し瑕疵担保責任履行の実効を確保するための措置が必要

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の充実等

- 国、都道府県及び特定行政庁は、必要かつ十分な建築行政の執行体制を整備することが必要
- 研修等を通じ建築確認等の審査能力の維持向上を図ることが必要
- 建築物及び建築士等の情報を適切に管理し、国民に提供する体制を速やかに整備することが必要

3. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

(1) 建築士制度の抜本的な見直し

- ①建築士に求められる資質、能力の確保等
 - 建築士の資格付与要件の見直し（受験資格、実務経験及び試験内容の見直し）
 - 建築士事務所に所属する建築士に対する講習受講の義務化
 - 業務実施時における建築士免許証（顔写真入り）の提示の義務化
- ②高度な専門能力を有する建築士による構造及び設備設計の適正化
 - 一定規模以上の建築物については、構造設計又は設備設計について高度の知識等を有する一級建築士〔特定構造建築士、特定設備建築士（仮称）〕による設計図書の作成又は法適合性証明の義務付け
 - 建築確認申請時に、特定構造（設備）建築士が自ら設計図書を作成した場合には特定構造（設備）建築士であることを証する書類の、その他の場合には法適合性証明書の確認申請図書への添付を義務化
 - 特定構造（設備）建築士は、構造（設備）設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする
- ③建築士事務所の業務の適正化
 - 管理建築士について一定の実務経験等の要件を付加
 - 設計・工事監理の業務内容の管理建築士等による事前説明及び書類による確認の義務化
 - 受託した設計業務等の一括丸投げの禁止、建築士事務所以外への再委託の禁止
- ④工事監理業務の適正化と実効性の確保
 - 工事監理業務の内容、実施方法、建築主への報告内容等の適正化、明確化
 - 着工届けの際、工事監理業務の契約書を添付
- ⑤報酬基準の見直し
 - 専門分野別に標準的な業務量を提示する等の報酬基準の見直し
- ⑥団体による自律的な監督体制の確立
 - 団体による建築士に対する研修の実施
 - 建築士事務所の団体を通じた業の適正化への取り組み（苦情相談業務の実施、団体名称の使用制限）

○団体（指定登録法人）による建築士等の登録事務等の実施

(2) 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置

○瑕疵担保責任研究会の報告を踏まえ、具体的な制度設計の検討を進めた上で、住宅の売主等に対し瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置の義務化

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等

- ①国、都道府県、特定行政庁における建築行政職員数の確保及び建築主事等の能力の向上、研修等

○特定行政庁における建築行政職員数、建築主

事数等の執行体制を国が定期的にモニタリング

○建築主事等に対する建築技術、特に建築構造に関する研修プログラムを毎年度継続的に実施

○審査等に係る法令の解釈・運用方針の明確化

②建築確認・検査の特例制度の見直し

○建築士が設計・工事監理を行った場合の構造耐力等に関する審査省略制度の見直し

③建築関連情報の管理・提供体制の整備

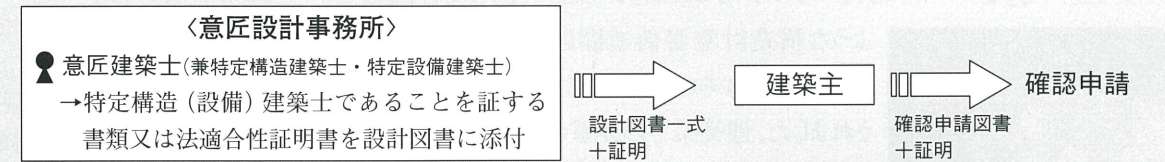
○建築物、建築士等に関する各種情報等の総合管理・提供システムの整備

④構造計算書に係る電子認証システムの整備

■ 特定構造（設備）建築士による構造（設備）設計図書の作成について

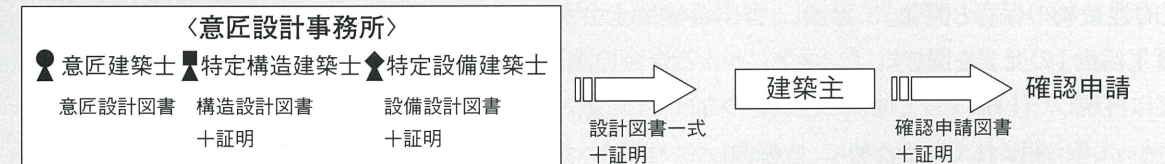
ケース 1： 建築士事務所の意匠建築士が特定構造（設備）建築士でもある場合

意匠建築士（兼特定構造・設備建築士）は、自ら構造（設備）設計図書の作成を行った場合は、自らが特定構造（設備）建築士であることを証する書類を設計図書に添付し、他の建築士が構造（設備）設計図書の作成を行った場合は、法適合性証明を行い、証明書を添付する。



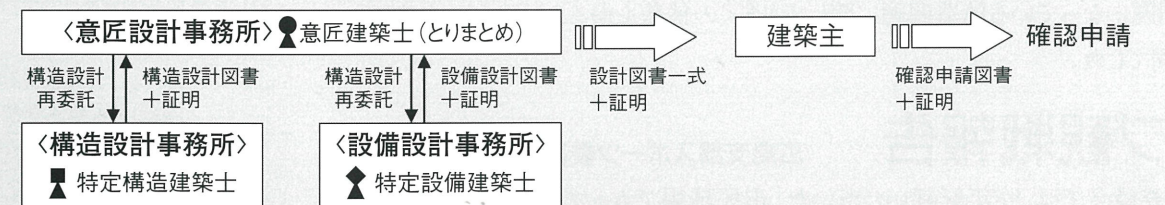
ケース 2： 建築士事務所の意匠建築士は特定構造（設備）建築士ではないが、事務所内に特定構造（設備）建築士がいる場合

特定構造（設備）建築士であることを証する書類又は法適合性証明書を設計図書に添付する。



ケース 3： 建築士事務所に特定構造（設備）建築士がいない場合

特定構造（設備）建築士がいる別の建築士事務所に、構造（設備）設計を再委託し、その建築士事務所から特定構造（設備）建築士であることを証する書類又は法適合性証明書を設計図書に添付してもらう。



ケース 4： 建築主が意匠、構造、設備それぞれの設計を分離発注する場合

構造（設備）設計事務所は、特定構造（設備）建築士であることを証する書類又は法適合性証明書を設計図書に添付し、建築士に提出する。

